

赤木村大庄屋文書の周辺

(一) 村のくらし

会員 羽 柴 弘

(資料 四)

奉願口上書

赤木村百姓

宇佐 蔵  
年三十六才

右之者去年四月十日夜家内之者江何縁之義哉不申聞  
村方立出申候ニ付委細其節御断申上置候込赤木村方  
相不分・依之村方帳面相掛申度親類五人組ヲ奉願儀  
右願之通被為 仰付被下候ハ、難有仕合可奉存候  
依奉願候込如件

安政六永年十二月 役 人 印

願い奉々口上書 赤木村 百姓 宇佐蔵 年三十六才

右の者去年四月十日夜家内之者江何縁之義哉不申聞  
村方立出申候ニ付委細其節御断申上置候込赤木村方  
相不分・依之村方帳面相掛申度親類五人組ヲ奉願儀  
右願之通被為 仰付被下候ハ、難有仕合可奉存候  
依奉願候込如件

安政六永年十二月 役 人 印

とり敢えずこゝ読んで見た。前回も右よつと説明した通り、この文書は赤木村大庄屋安藤佐平の遺書(控書)

で、役人印のところに大庄屋・庄屋・組頭・連背がなされ、藩庁に提出したものである。

さてこの文書は、百姓宇佐蔵が家の者に何れも告げず去年四月十日(当時三十六才)出奔、もう一年以上も行方不明、それで村方帳面から除いてほしいという願書である。この百姓宇佐蔵出奔の原因は何であつたか。

ご法度であつた百姓逃散(世履(逃散)も佐伯領であつた。そうまではいかないが、この赤木村の農民は蒲江浦の屋形島や深島の開墾に移住したり、次に示すような薩州村への出作り、また遠く肥後領への出稼などがある。

赤木村(現在直川村大字赤木)は住みにくかつたのであろうか。百姓達も生活はどんなであつたのであろうか。(資料 五)

奉願口上書

赤木村之内堂師百姓

七 太 郎

右之者去卯三月上直見村之内向船場は出作仕度候段  
委細其節奉願候込此度右赤木村に帰宅仕度奉願儀  
右願之通被為 仰付被下候ハ、難有仕合奉存候依而  
奉願候込如件

安政六永年二月二日 役 人 印

「去卯三月」とあるから、百姓七太郎は四十年前、久留米へ向かう、向船場に出作り(出百姓)して来たが、引揚げて帰つて来たことの届けである。水呑百姓の悲しき、向船場には畑が多い。瀬六郎とか言う台地があつて河原の余地が多かつたのか、多分そうしたところを麦や雑穀を休日に出かけたのであろう。今は同じ直川村の中心

留領に逆く、堂師からも二料にも足りない近い所である。同じ百姓でも土地持ちでない百姓はかなしい。お年貢上納を負担し、小作料を負担して後に何か残るう。どんなに貧しく苦しい生活をしていたか。それと的確につかみ度く思つて、くり返しくり返し分厚い文書の綴りを必くつたが、残念ながらそれは得られなかつた。  
こんなのが目についた。

(資料 六)

覚

赤木村百姓

弥五 兵衛

同人 女房

右之者共当四月十二日夜家内之首は何様之義も不申  
開村方立出申候ニ付委細其節御断申上置候延当月十  
六日罷歸り申候ニ付吟咏仕候延肥後御領戸口村は罷  
越山方稼仕居申候 尤無頼ニ而御世領に罷越候段彼  
人共に至迄重々奉恐入候依此段御断申上候以上  
午十二月十七日 後 人 印

これは恐らく家に年寄り供を残し、女房と二人で肥後領に山方稼に出かけていたのが、(はいくらか)稼いだめをもち)帰って来た、無断出稼重々恐入り奉るとしての届書である。肥後で何をしていたのか、炭焼の仕事でもしたのであるうか。

十二月十六日夫婦は帰って来た。年貢諸上納を完済すべき節季である。稼いで帰った金も殆んどそちらにまわり、僅かな残りが一家の大晦日越年に役立ったことである。この稼いだ出稼の例が外にもまた数件ある。

(資料 七)

知賣渡証文之事

一銀 百五拾六匁

上ノ原 平之丞 受

但畑 三郎四歩

高九升四合

右者当年暮上納ニ指支申候ニ付書面之知承ル永年  
夕亥年迄五ヶ年季ニ売渡 右例文之通  
安政五年年十二月

上 怒 殿

役

宇兵衛 印

暮の上納に困り、銀百五拾六匁を借りるのに、三郎四歩の畑の耕作権を五ヶ年間売渡すというのである。たよという女性は未亡人で、宇兵衛はその息子であるうか。上怒というのがどんな百姓かあからないが、まあ富農の一人であるう。母子家庭(?)なるが故に、そして未年か五ヶ年のお年貢の取立のことがあるので、村役人が証人になつたのであるう。

(資料 八)

覚

赤木村

類焼百姓三軒

一麥 老石五斗

但老軒二付 五斗宛

右者致類焼ニ付当分爲取統書面之麥 無利ニテ御意  
渡 永永年々五十年賦返上被 御付候調其令可相心  
得候 以上

年 二月廿三日

こはは親書おひいしよでなくて、お沢さわの控書かひである。今も昔も春先は火災のシーズン。当時の農家はあちこち散在して左の三軒位ですん左ものであろうか。(或は親書とあるから外に火元があり、又別に罹災の家もあつたかも知れない。)大事宜兵糧(そう呼んでた)を焼いた百姓は、明日からの食へることに困る。そこで村役人を通じて救済方を頼い出左のが聞き届ける様で、罹災三軒に對して麥(米ではない)五斗宛貸渡お遣してある。無利子(米麦の貸借にも当時は利息をつけて扱つてい左し、親母おむし無盡むじんのような制度も行われていた程、穀物そのものが流通経済の面で金銭にかわつて用いられていた)もよい。手賦償還五斗年々まあ妥当なところ。五斗の麦はいもや粟など雑穀を加えれば、どうにか麦秋の五月(陰曆)までこぎつけられる。そのように私は考へて見た。

昔の百姓は米は食ふことば始んど出来なかつた。麦が主食の座にあり、粟や稗ひらの雑穀を以て補つていた。私は幸いにも(へやう思つても)貧農の家に生長し、稗まで食へてゐるのでいささか當時のこゝ赤木村の百姓達の食生活が察せられる。いぬ食生活ばかりではない。衣も住も貧しい限りであつたはずである。

この赤木村大庄屋文書の辭頭に、御算首米割賦高が示されてゐるが、それによると、本村(堂師除近)で高の五割六分一厘、中庄留が五割一分七厘、一番奥の道野山(攻原を合んで)四割九分二厘といつた状態。従つて前

に掲げ左(資料セ)の相三割四歩の高九斗四合に對して、まずその五割を越す五斗近くが年貢、そして役人平之丞に、二割の小作を以て出せぬはならぬとすると、たゞ、宇兵衛母子の手許にいくらの麦が残つたてである。その畑すらも耕作を五年間売り渡すの止むない賣りである。夫から食つて行けない。夜逃同様にして出稼出奔するものが毎年のよう、そういふことを扱つた資料が、僅か五年間には二十五通もあげられている。それが当然のこととされてゐたのが当時の農村社会の姿であつた。

\*(十七ページ上段よりつづき) (この項終り)

ユースホステルも建設して、大自然を深し山県民や近隣のハイカー族へハイキングをすすめる人の期待に應えようという夢を抱いてゐるようです。

八戸やと高塚 標高七一六呎の基盤岳から、六五六呎の朝霧あさぎり岳を結ぶ石灰台地で、小倉の平尾台、山口県の秋吉台と共に全国四ヶ所だけ見られるカルスト地形です。眺望とハイキングは、絶好の場所です。

尺間神社年間の大祭は左の通りです。

- 二月二十四日 春の大祭(祈年祭)
- 七月二十四日 夏の大祭(剛祭)
- 十一月二十四日 秋の大祭(新嘗祭)

参考資料 年表

- 養老元年(七二七) 御算弥治古工門 尺間神社を勧請す。
- 四年(七三〇) 日本書紀で、さる。
- 天正元年(一五七三) 室町幕府滅ぶ。多知靈雲法印尺間山に靈場を開く。
- 分延元年(一八六〇) 河野千代藏、尺間神社奉還並石段と造る。
- 明治二十六年(一八九三) 岡本可雄歩尺間登山(二回)。
- 四十二年(一九〇九) 高町滝正即茶道並石段改修。
- 昭和三十九年(一九六四) 尺間神社奉賛会石段、参道大改修。(終)